

神奈川県水防計画(案)の主な変更概要

1. 重要水防箇所の変更 (42～142頁)

	重要水防箇所(河川)		重要水防箇所(海岸)	
	箇所	延長	箇所	延長
令和4年度	1,036箇所	278,169.0m	68箇所	5,423m
令和5年度	1,031箇所	276,044.1m	68箇所	5,423m
増減	5箇所の減	2,124.9mの減	なし	なし
主な変更要素	<ul style="list-style-type: none"> ・工事施工に伴う解消 ・資料3参照 		<ul style="list-style-type: none"> ・工事施工に伴う解消 ・管理施設の精査 	

重要水防箇所：河川や海岸について、特に水防上重要な箇所を河川管理者や海岸管理者が定める。

※ 河川は、「堤防高」「堤防断面」「堤防強度」「漏水」「水衝・洗掘」「工事施工」「工作物」「新堤防・破堤跡・旧川跡」「陸閘」の9種別に、海岸は、「堤防高」「堤防強度」「越波」「工事施工」「工作物」の5種別に分類し、評定基準に基づき、「A」「B」「要注意区間」等の階級を重要度に応じ定める。

2. 水位観測テレメータ局の新設等 (170～177頁)

- 県が新たに設置した水位観測テレメータ局
 - 1箇所 渋田新橋(渋田川分水路)
- 水防団待機水位及び氾濫注意水位(警戒水位)の設定
 - 3箇所 戸中橋(目久尻川)、谷ヶ(酒匂川)、鮎沢(酒匂川)

3. 水位周知河川の新規指定等 (193～198頁)

- 水位周知河川の新規指定
 - ・ 酒匂川上流(静岡県境～安戸橋)を新たに指定
基準水位観測所及び基準水位は以下のとおり。

河川名	基準水位観測所	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位
酒匂川	谷ヶ	3.90m	5.50m	5.80m	6.40m
	鮎沢	1.10m	1.60m	1.70m	2.60m

【新規指定の経緯】

- ・ 酒匂川上流は水防警報河川に指定しているが、沿川には住宅等の防御対象があり、洪水により重大な損害を生じるおそれがあることから、住民の避難等の目安となる基準水位(氾濫危険水位等)の設定に向けて、平成20年に谷ヶ水位観測所を設置した。なお、鮎沢水位観測所は、企業庁が昭和50年に設置した。

- このたび、谷ヶ水位観測所において、基準水位の検討に必要な水位データの蓄積を終えたことから、谷ヶ水位観測所と鮎沢水位観測所の受け持ち区間を定めるとともに基準水位を設定し、酒匂川上流を水位周知河川とする。
- なお、酒匂川上流では、令和4年8月に洪水浸水想定区域を指定した。
- また、本区間下流の酒匂川は、平成20年に洪水予報河川に指定し、本区間上流の静岡県内の鮎沢川は、令和3年に水位周知河川に指定している。

○ 基準水位観測所の追加

- 既に水位周知河川である目久尻川の戸中橋水位観測所に基準水位を設定。

河川名	基準水位観測所	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位
目久尻川	戸中橋	3.10m	3.70m	3.80m	4.10m

【追加の経緯】

- 目久尻川は平成18年に水位周知河川に指定している。
- これまで、目久尻川の藤沢土木事務所管内では、下流側に寒川橋水位観測所において基準水位を設定していましたが、上流側で浸水被害が相次いだことから、よりきめ細やかな水位周知及び市町が行う避難指示の発令を支援するため、平成29年に戸中橋水位観測所を設置した。
- このたび、戸中橋水位観測所において、住民の避難等の目安となる基準水位（氾濫危険水位等）の検討に必要な水位データの蓄積を終えたことから、受け持ち区間を定めるとともに基準水位を設定した。

4. その他の変更

- 大雨特別警報及び神奈川県記録的短時間大雨情報の見直し（208頁、209頁）
- 国洪水予報発表様式の見直し（217～225頁）
- 小田原市の海岸法に関する陸開等の操作規程の追加（資164～168頁）
- 注意報・警報・特別警報の種類及び発表基準表の見直し（資175～183頁）
- 危機管理型水位計及び簡易型河川監視カメラ画像公開箇所追加（参33～36頁）
 - 危機管理型水位計：1基 田越川仲町橋（田越川）
 - 簡易型河川監視カメラ：2基 柿生駅前（麻生川）、田越川仲町橋（田越川）
- 異常気象時通行規制区間及び道路通行規制基準（参37～38頁）
- 防災行政通信網の再整備に伴う修正
- その他、時点修正など